その他告示

○法務省告示第四十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年五月十一日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　　飯島　泰

○外務省告示第百七十四号

令和八年三月三十日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

令和八年五月十一日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、インドネシア共和国の経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、競争力・産業近代化及び貿易促進プログラムとして、アジア開発銀行による競争力・産業近代化及び貿易促進プログラムのサブプログラム3に基づくインドネシア共和国政府の改革計画（以下「改革計画」という。）においてインドネシア共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることとなる。

2(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・二パーセントとする。

(c)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドネシア共和国の経済成長及び開発努力を促進することを目的として、インドネシア共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額を振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入される。

5　インドネシア共和国政府は、借款契約に定める借款の元本の償還並びに利子及び当該元本に対する他の賦課金の支払について責任を負う。

6　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシア共和国の財政課徴金及び租税を免除する。

7　インドネシア共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

8　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及びインドネシア共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日に東京で

外務省国際協力局長　**今**福孝男

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

サント・ダルマスマルト閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インドネシア共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日に東京で

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・

アフリカ総局長

サント・ダルマスマルト

外務省国際協力局長　**今**福孝男殿

○外務省告示第百七十七号

令和八年三月二十七日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年五月十一日

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二千二百十六億七千二百万円（二二一、六七二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることとなる。

○外務省告示第百七十五号

令和八年三月十八日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成二十七年十一月十九日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった南北通勤鉄道計画（マロロス－ツツバン）の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和七年九月五日付けの口上書により令和八年三月二十三日まで延長された。）がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年六月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年五月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百七十六号

令和八年二月十八日にプノンペンで、カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた帰還移民労働者の雇用促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際労働機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国境紛争の影響を受けた帰還移民労働者の雇用促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億五千六百万円

3　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

国際労働機関側　シャオイエン・チエン　タイ・カンボジア・ラオス事務所代表

令和八年五月十一日

外務大臣　茂木　敏充